

## 白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任駅北相木地区地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名称	白山市松任駅北相木地区地区計画			
位置	白山市相木二丁目の全部並びに相木町、相木一丁目及び相木三丁目の各一部			
面積	約16.9ha			
地区計画の目標	<p>本地区は、J R松任駅北口に隣接し、千代野ニュータウン及び白山市北部地域からJ R松任駅へのアクセス道路である都市計画道路宮永北安田線が通過する交通利便の高い地区である。</p> <p>近年、市街地における人口の増加に伴い、受け皿となる住宅地の整備を図る必要があり、現在本地区において土地区画整理事業を実施している。この土地区画整理事業の実施に併せて地区計画を設定することにより、駅南地区との連携を図るとともに、交通拠点の形成や南北市街地の一体化を図り、併せて駅北地区の生活利便性向上のため、より魅力的で活力のあるまちづくりを実現するとともに、緑豊かで良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>			
全区域の整備・開発及び保	土地利用の方針	住宅専用地区	一般住宅地区	商業・業務地区
	建築物等の整備方針	<p>都市の中で安らぎを感じられる専用住宅地として、良好な住環境と緑豊かな魅力あるまちなみの形成を図る。</p> <p>住宅地を主体に、住環境の保全に支障のない小規模の店舗等を許容しながら、敷地の細分化の防止により、利便性の高い緑豊かな魅力あるまちなみの形成を図る。</p> <p>また、本地区では資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供する土地利用を行ってはならない。</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>		

### 2 地区整備計画

地区の区分	地区の名称	住宅専用地区	一般住宅地区	商業・業務地区
		地区の面積	約3.8ha	約5.6ha
建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 畜舎 2. 店舗の用途に供する部分の床面積が50㎡を超えるもの		
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において165㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)		
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、前面及び側面を開放性のある構造とした独立自動車庫については、この限りでない。		
	建築物等の高さの最高限度	15mかつ4階以下		31m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とする。同時に、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。 ただし、近隣商業地域が過半を占める敷地については、この限りでない。		1. 建築物の外観は、周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。		

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」の一部改正に伴い、変更を行う。風営法改正の趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区整備計画の「建築物等の用途の制限」の対象からも除外する。

地区計画において、引き続き制限の対象とするものは、風営法第2条第1項各号の統合や号ずれによるものであり、制限内容が変わらないよう配慮した上で地区計画を変更するほか、町の名称の変更があったことから位置についても表記の変更を行う。